

糟屋6町合併研究会 事務局が発足いたしました。



宇美町 篠栗町
志免町 須恵町
久山町 粕屋町

福岡県が、平成18年4月に策定・発表した福岡県市町村合併推進構想に基づいて、糟屋6町（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町）が福岡県の合併構想対象市町村に位置付けられたことにより、平成18年10月31日第2回糟屋6町合併研究会が開催され、6町長により、合併の枠組み、日程の目標、事務局設置について協議がなされました。

この、研究会での確認事項に基づき、平成19年1月10日に糟屋郡自治会館に各町から1人ずつ事務局職員として派遣し、糟屋6町合併研究会事務局を発足いたしました。



2月に粕屋町で行われた、福岡県市町村合併セミナー
「糟屋地域のまちづくりについて」

【経過報告】

平成18年10月11日

第1回 糟屋6町合併研究会

（第19回明日の糟屋地区を考える会）

糟屋6町合併研究会規約の制定

平成18年10月31日

第2回 糟屋6町合併研究会

6町長による事務局、日程について

平成18年12月5日

第3回 糟屋6町合併研究会および幹事会
合同会議

事務局体制、派遣職員、研究会負担金

平成18年12月20日

第4回 糟屋6町合併研究会

6町長と事務局長による事務局体制、事務局職員の承認

平成19年1月10日

糟屋6町合併研究会事務局が発足

糟屋郡粕屋町大字上大隈55番1

糟屋郡自治会館3階

電話番号 939・9966

ファックス 939・9967

平成19年2月15日

第5回 糟屋6町合併研究会

研究会規約の一部改正、事務局規程、各種規程等の整備

合併研究会歳入歳出予算について

平成19年2月28日

第6回 糟屋6町合併研究会

合併スケジュールについて

平成19年9月合併協議会設立

平成22年2月28日までに合併をめざすことが確認されました。

明治、昭和に続く「平成の合併」で平成11年3月末に3,232あった市町村数は、平成19年3月末には1,804となります。福岡県においても97市町村が66に再編・統合されました。この研究会は、合併協議会の設置に向けて、合併に係る調査、研究および合併機運の醸成を図ることを目的に設立されました。糟屋6町合併研究会事務局では今回から、各町の広報紙にて今後の動きをお知らせしていきます。

明治、昭和に続く「平成の合併」で平成11年3月末に3,232あった市町村数は、平成19年3月末には1,804となります。福岡県においても97市町村が66に再編・統合されました。この研究会は、合併協議会の設置に向けて、合併に係る調査、研究および合併機運の醸成を図ることを目的に設立されました。糟屋6町合併研究会事務局では今回から、各町の広報紙にて今後の動きをお知らせしていきます。

平成19年度国民健康保険の 税率が改定されました

国民健康保険は、加入者のみなさんに納めていただいている保険税と、国などの補助金で運営されています。しかし、近年、老人医療費や退職者医療費の急増などにより国保財源がひっ迫して、一般会計からの多額の補てんで運営をしている状況です。

このため、国保事業の健全な財政運営を図るため、本年2月に須恵町国民健康保険運営協議会から町長に対して、「19年度

において国保税の引き上げが望ましい」と建議がされました。これに伴う検討の結果、平成19年度の国民健康保険税の税率を改定することとなりました。

今後、加入者みなさんが安心して医療を受けられるように努めてまいります。国保財源の厳しい状況をご理解いただき、みなさんのご協力をお願いします。



町長に建議書を提出する三上会長

【医療分】 課税限度額 560,000 円（改正前 530,000 円）

所得区分による軽減制度（7・5・2割）を維持し、加入者全員に公平に負担していただくよう、均等割・平等割の見直し

区 分		改 正 前	改 正 後
所得割	所得額（＊）の	9.1%	9.1%
資産割	固定資産税額の	15.0%	15.0%
均等割	被保険者一人当たり	24,000 円	25,000 円
平等割	一世帯当たり	29,000 円	30,000 円

*総所得金額から基礎控除額（33万円）を引いたもの

【介護分】 課税限度額 90,000 円（改正なし）

40歳から64歳まで納付金の全額を税と補助金でまかなえるよう見直し

区 分		改 正 前	改 正 後
所得割	所得額（＊）の	1.6%	1.8%
資産割	固定資産税額の	1.5%	1.5%
均等割	被保険者一人当たり	7,500 円	8,500 円
平等割	一世帯当たり	5,500 円	6,500 円

*総所得金額から基礎控除額（33万円）を引いたもの

建議書（抜粋）

平成19年度
国民健康保険税の
税率改正にあたって

国民健康保険において財政運営は、職員給与・電算経費等の法定繰入分を除き、国・県が60%、残りを国民健康保険税でまかなうこととされていますが、現状は一般会計からの多額の繰入により運営されています。繰入額も年々増加し17年度は1億5000万円もの繰入を行い、18年度については2億円の不足が生じる見込みです。このまま赤字分を一般会計に依存し続けると、町全体の財政運営に大きな支障をきたす恐れがあり、今後の国保運営によりいっそうの努力が必要と思われます。

また、現在の国保税の応能・応益割合は7.5、2割軽減の適用を受けられる範囲ギリギリのところであり、所得割が少しでも伸びると前の6.4割軽減に戻り低所得者層の負担増につながる恐れがあります。

以上のような状況のなか、19年度において国保税の引き上げが望ましいと思われるが、低所得者層になるべく負担がかからないよう、均等割・平等割の引き上げにより行われるようお願い致します。

国民健康保険運営協議会